

東村山駅西口エレベーター保守点検業務委託仕様書（参考）

本仕様書は、〇〇〇（以下「甲」という。）と委託業務受託者（以下「乙」という。）が「東村山駅西口エレベーター保守点検業務委託」の履行にあたり、適用する業務の範囲及び業務の進め方について定めるものである。

第1条（業務の目的）

本業務は東村山駅西口エレベーター（以下「昇降機」という。）を安全かつ良好な運転状態に保つことを目的とするものである。

第2条（対象となる昇降機）

所在地 東村山市野口町一丁目4番地

施設名 東村山駅西口エレベーター1号機

東村山駅西口エレベーター2号機

機種及び台数 製造メーカー 三精輸送機株式会社 P15-C0-45 1台

P20-C0-45 1台

第3条（業務の範囲）

乙は、月1回定期的に技術員を派遣し、前条記載の昇降機を適宜調整し安全かつ良好な運転状態に保つよう、「メンテナンス仕様書」に基づき作業を実施するものとする。

2 「メンテナンス仕様書」に定めた修理または取替工事は、乙の判断により必要と認められた場合に行うものとし、その範囲は昇降機を通常使用する場合に当然生じる摩耗及び損傷に限るものとする。

3 不時の故障の際、甲より連絡のあった場合、技術員を派遣し適切な処置を行うものとする。

第4条（書類の提出）

乙は、業務着手時等に、次の書類を甲に提出するものとする。

（1）業務着手時

ア 着手届

イ 現場代理人及び主任技術者届

ウ 工程表（保守点検年次計画書）

（2）定期（年次）点検作業後

ア 定期（年次）点検作業報告書

イ 請求書

（3）業務完了時

ア 完了届

- イ 業務完了報告書
- ウ 工程表（業務実績報告書）

第5条（業務の再委託）

乙は、甲の承諾を得た場合には、前条記載の作業等の一部、または全部を第三者に再委託することができるものとする。

第6条（除外項目）

次の各号は本業務には含まないものとする。

- （1）昇降かご、かご床タイル、各階出入口戸、三方枠、敷居、意匠部品等の塗装、メッキ直し、修理、取替、および清掃
- （2）第3条の修理または取替工事に必要な建築関係工事
- （3）諸法規の改正、官公署の命令もしくは要求による設備の改修、または新規付属物追加に関する工事

第7条（注意義務）

甲は、乙の提示する使用注意等を遵守し、昇降機を安全に運転させるよう努めるものとする。

- 2 甲は昇降機の運転等に不具合が生じた場合、速やかに乙にその旨連絡するものとし、独自の判断により機器類に手を加えないものとする。

第8条（法定検査及び検査受検法定諸事に要する費用）

乙は、毎年1回建築基準法による昇降機の定期検査に立会うものとする。

- 2 検査受検法定諸事項に関する費用は、契約金額に含まれるものとする。

第9条（賠償義務）

乙は、乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に身体上あるいは財物上の損害を生ぜしめた場合、その賠償の責を負うものとする。

- 2 甲または第三者は、前項の被害を被ったとき、7日以内に書面をもって乙に通知するものとする。なお甲または第三者がこの通知を怠ったときは、乙は甲または第三者に対する賠償の責を免れるものとする。

第10条（免責）

乙は、次の各号により生じた損害については、その責を免れるものとする。

- （1）天災地変、通信回線上の機能障害、その他不可抗力に基づく場合
- （2）甲の占有もしくは管理（防災管理含む）上の責任に基づく場合
- （3）甲または第三者の故意または過失に基づく場合
- （4）甲の誤使用、または使用注意等を怠ったことに起因する場合

(5) 甲の独自判断による改造、設計変更等に起因する場合

(6) その他乙の責によらない場合

- 2 前項の各号に該当する場合はもとより、該当しない場合であっても、理由の如何を問わず、甲または第三者の営業が休止、または阻害されたことによる損害及び費用、その他間接的損害については、乙はその責を免れるものとする。

第11条 (契約の解除)

甲または乙は、契約を解約させようとするときは、他方に予め90日前に書面で通知するものとする。

- 2 乙は、甲が前条に該当した場合、書面で通知することにより、ただちに契約を解除し得るものとする。

- 3 甲は、乙が契約の各条項に違反した場合、書面で通知することにより、ただちに契約を解除し得るものとする。

メンテナンス仕様書

エレベーターが常に安全でスムーズな運転状態を維持できるように、次の事項を実施するものとする。

1. 定期点検（保守点検）

定期的（原則月一回とし、その他必要に応じて対応）に技術員を派遣させエレベーター装置を点検し、スムーズな運転状態を維持するよう必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行うものとする。

2. 年次点検

年次ごとに昇降機検査資格者を派遣してエレベーターの細部を調査し、機器保全に努めるものとする。年次点検には定期点検が含まれるものとする。

3. 定期整備

定期点検、年次検査等の内容を検討し必要に応じて、機器保全のため修理及び部品の取替を行うものとする。

4. 故障時の対応

エレベーターが何らかの原因で故障し、連絡を受けた際は、速やかに技術員を派遣し適切な処置を行うものとする。

5. 定期点検、整備の内容

(1) 契約に含まれる定期点検、整備の内容は、下記表のとおりとする。

ピット関係	1	調速機（軸受及びその他の部品）
	2	電気配線一式
	3	電動巻上機（巻線、軸受及びメインシーブ）
	4	ディスクブレーキ（ブレーキディスク、電磁クランパー、ペアリング、ディスクパット）
かご関係	1	かご非常止め装置
	2	かごガイドシュー
	3	かご操作盤内部品
	4	かご、下シーブ及び軸受（荷物又はマシン室レス用）

	5	ドア開閉装置及び部品
	6	かごドア各スイッチ、セフティーシュー及び部品
	7	かご内各ランプ及びその他の部品、器具（かご内照明含む。）
	8	送風機の部品
	9	連絡装置、非常ベル、ブザー及び各部品（電池含む。）
	10	かご上下各スイッチ及びその他の部品
	11	各電気配線一式
乗場関係	1	乗り場ボタン及び部品
	2	乗り場各表示灯及び部品
	3	乗り場ドアスイッチ、インターロック及びその他の部品
	4	乗り場ドア開閉装置及び部品（ワイヤー、ドアシュー含む。） ドアハンガー、ドアレール
	5	各電気配線一式
昇降路内関係	1	メインロープ、ガバナロープ、ガバナデンショナー
	2	つり合い重りチェーン（高揚程度の場合）
	3	テールコード
	4	昇降路内各スイッチ及びその他の部品
	5	各シーブ及び軸受部
	6	緩衝器及び部品
	7	ガイドレール給油器及び部品
	8	制御盤のスイッチ、リレー、リード線及びその他の部品
	9	各電気配線一式（一次側電源引込線を除く。）

（２）契約に含まれないものは、下記表のとおりとする。

かご関係	1	かごドア、かご内周壁、修理、取替、清掃
	2	かご床（タイル等）、修理、取替、清掃

	3	押し釦、操作盤各フェースプレートの塗装、修理、取替、清掃
乗場関係	1	乗り場ドア、敷居の塗装、修理、取替、清掃
	2	押し釦、操作盤各フェースプレート修理、取替、清掃
その他		甲の故意及び不注意による破損の修理
		天災による故障及び破損等の修理

以上